

パンフレットに記載されているユーロルックワールドツアーは、オランダ日本通運株式会社旅行部が主催し、催行するツアーです。本ツアー（現地会社主催ツアーは除く）は、ドイツの日系旅行会社、TOP SERVICEとベルギーの日系旅行会社Japan P.I.Travelとの共同催行となっております。フライトスケジュールにより、到着空港にて他都市発のお客様のご到着をお待ち頂く場合もございます。

旅行代金に含まれるもの

（下記費用は、お客様の都合により一部利用されない場合でも、原則として払い戻しは致しません）

- 空港税
- 旅行日程に明示した航空、鉄道、バス等利用交通機関の運賃。
- 旅行日程に明示した宿泊、食事、観光、送迎バス等の料金および税・サービス料、団体行動中のチップ。
- 添乗員が同行する場合の添乗員経費。

旅行代金に含まれないもの

- 超過手荷物代、ホテルのボーイなどに対するチップ、飲み物代など、個人的にご利用になる諸費用、および、それに伴う税、サービス料。
- その他、「上記旅行代金に含まれるもの」に記載されていない代金。

取消料(オプションツアー含む)

お申し込み後、お客様のご都合で取り消される場合、次の通りキャンセル料を申し込めます。但し、出発の45日より前にツアーが満席になった場合、お客様の承諾を得た上で、その時点から、キャンセル料を申し受ける場合があります。又、ツアーによっては締め切り後、且つご出発45日前であるキャンセルの場合でもキャンセル料が発生する場合がございます。その場合は事前にキャンセル料をご案内の上、実費を請求させていただきます。当社営業時間内にお電話と書面（メールまたはFAX）にてキャンセルの連絡を受けた場合、出発日の前日より起算してさかのぼり、以下の通りとなります。

各コース記載の仮予約期限(または41日前まで)	無料
仮予約期限後または40日前まで～31日前	旅行代金の30%
30日前以降～21日前まで	旅行代金の50%
20日前以降～11日前まで	旅行代金の75%
10日前以降～5日前まで	旅行代金の90%
ご出発の4日前以降	旅行代金の100%

おことわり(予めご了承ください)

- 各コースとも最少催行人員に満たない場合、催行中止または条件が一部変更となる事があります。
- パンフレットに記載したオプションツアー(ミュージカルやオペラのチケットのみの手配を除く)にも最少催行人員がございます。したがって、ツアー本体は催行出来ても、オプションツアーは不成立になる可能性もございます。
- ご旅行中の、天災、火災、不慮の災害、政府および公共団体の命令・政変・戦争・ストライキ・倒産・暴動・流行病・税関規則等、不可抗力の事由により生じた旅程変更、損害、お客様が法令もしくは、公序良俗に反する行為を行ったために生じた損害につきましては責任を負いかねます。
- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、観光所の命令、当初の運行計画によらない事態が発生した場合、理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の主催旅行契約の内容を変更または中止する事があります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は変更後に説明します。
- 運送機関の遅延やスケジュール変更により生じた日程の変更、追加料金の発生などについては当社では責任を負いかねます。また、お客様が輸送機関に委託した荷物などの破損、紛失等についても当社では責任を負いかねます。
- 当パンフレットに記載したホテルの付帯施設などが、ご利用当日ホテル側の都合で利用出来なかった場合、当社では責任を負いかねます。
- 航空機は事前に窓側/通路側の指定やご希望はお受けできません。また、ご夫婦やご家族であってもお座席が隣合わせにならない場合がございます。
- 航空機のマイレージサービスのお問い合わせや入会手続き、マイレージの申請などは、お客様ご自身で当該航空会社に直接お問い合わせください。
- パンフレットに記載した旅行代金は2017年9月1日現在のものです。この日以降、航空運賃や空港税、為替レート等に大幅に変更があった場合、旅行代金に変更される可能性がございます。

申込締め切り日

各コースとも原則として出発前日より起算して30日前と致しますが、満席になり次第締め切りとさせていただきます。但し、コースによっては30日前を過ぎてもお申し込み頂けるコースもございます。最新の残席状況については、直接弊社までお問い合わせください。

旅程保証

オランダ日本通運株式会社旅行部は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の【1】【2】【3】で規定する変更を除く)は、「旅行代

金」に下記に記載する率を乗じて得た額を変更補償金としてお客様に払い戻します。

次に掲げる事由による変更の場合は、オランダ日本通運株式会社旅行部は変更補償金の支払いを行いません。

【1】旅行日程に支障をもたらす

- ①悪天候、天災、火災、不慮の災害
- ②戦乱、暴動、テロ、政変などによる治安の悪化
- ③流行病 工.政府及び公共団体の命令
- ④欠航、不通、ストライキ、倒産などによる運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑤遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ⑥旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

【2】規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、オランダ日本通運株式会社旅行部は変更補償金の支払いを行いません。

【3】「契約書面」に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、オランダ日本通運株式会社旅行部は変更補償金の支払いを行います。

オランダ日本通運株式会社旅行部がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、「旅行代金」に10%を乗じて得た額を上限とします。オランダ日本通運株式会社旅行部はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う場合	旅行開始日の前日までに通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了1日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)。その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運輸機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運輸機関の種類の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した旅行開始地たる空港と、旅行終了地たる空港の異なる便への変更(出発、又は到着時間に3時間以上の変更があった場合に限り)	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した旅行開始地たる空港と、旅行終了地たる空港との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記⑧に掲げる変更のうち募集パンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

●コース表内の食事マーク、移動交通機関などの見方。

朝:朝食 昼:昼食 夕:夕食 □:食事なし 〇:オプションツアー
:自動車(またはバス) :列車 :船 :飛行機

●コース表内の【午前】【午後】等の表記は下記時間帯をご参照ください。

4:00	6:00	8:00	12:00	14:00	16:00	18:00	23:00	4:00
【早朝】	【朝】	【午前】	【昼】	【午後】	【夕刻】	【夜】	【深夜】	